



手数料の改定について

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

旭川市環境部

ASAHIKAWA CITY

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づくコスト算定等



（1）コストの算定

- ・サービス提供のために直接必要な経費を対象とする。
　　経常的な事務経費（消耗印刷費、燃料費、通信運搬費、委託料等）
　　人件費（手数料の徴収や申請の受付から事務完結までに要した職員の人件費）
　　ごみ処理手数料等は資本的経費（建設費等）を加味して受益者負担部分を考慮
- ・令和4年度から令和6年度までの実績で算定する。

（2）負担割合、改定の手順

- ・手数料は受益者負担割合を100%とする。ただし、他市町村との比較、過去の改定経過等を踏まえ料金を算定することがある。
- ・算定した料金により受益者負担が急激に上昇した場合は激変緩和措置として改定前料金の1.5倍を上限とする。

（3）減免の取扱について

- ・負担の公平性が損なわれることのないよう政策的・特例的な措置という観点から真にやむをえないものに限定し、定期的な見直しにより適正化を図る。

市民参加の取組等



パブリックコメント (意見提出手続)

11月下旬～12月下旬

市民説明会

全体説明会：11月下旬 2回

環境部の個別説明会：
12月上旬～中旬 15回
し尿、ごみ処理手数料について

附属機関における審議

環境審議会：11月下旬

廃棄物減量等推進審議会：

11月下旬～1月上旬

手数料の対象となる事業者への周知

11月下旬

改定料金案の周知、パブリックコメント、市民説明会の案内

改定料金（修正案）取りまとめ

令和8年2月中旬

- ※ 修正案の附属機関等での報告・調査審議を経て改定料金（最終案）の取りまとめ（～令和8年4月）
改定料金に係る条例改正案の提案（令和8年6月）、改定料金の内容について市民へお知らせ（議決後～）
新料金の適用開始（原則令和8年10月～、一部令和9年4月～）

環境部所管手数料の改定案（1）



単位：円、倍

項目	現行料金	新料金（改定額）	改定率	
動物関係手数料				
・登録票（飼養登録）交付等手数料	3,400	3,660	+ 260	1.08
汚染土壤処理業者許可等関係手数料				
・汚染土壤処理業許可申請手数料	208,000	224,000	+ 16,000	1.08
・汚染土壤処理業許可更新申請手数料	195,000	209,000	+ 14,000	1.07
・汚染土壤処理業変更許可申請手数料	191,000	205,000	+ 14,000	1.07
・汚染土壤処理業譲渡等承認申請手数料	104,000	112,000	+ 8,000	1.08
・汚染土壤処理業合併等承認申請手数料	104,000	112,000	+ 8,000	1.08
・汚染土壤処理業相続承認申請手数料	104,000	112,000	+ 8,000	1.08
使用済自動車再資源化業者登録等関係手数料				
・引取業者登録等申請手数料	5,250	5,250	+ 0	1.00
・フロン類回収業者登録等申請手数料	5,250	5,250	+ 0	1.00

環境部所管手数料の改定案（2）



単位：円、倍

項目		現行料金	新料金（改定額）		改定率
し尿処理関係手数料					
・し尿処理手数料（仮設トイレ以外、50L当たり）		450	670	+220	1.49
・し尿処理手数料 (仮設トイレ)	550L未満	50L当たり	600	50L当たり一律 900	1.50
	550L以上	50L当たり	450		
		収集1回につき加算	1,500		
ごみ処理関係手数料					
・家庭ごみ（可燃・不燃）	5L用	10	15	+5	1.50
・	10L用	20	30	+10	1.50
・	20L用	40	60	+20	1.50
・	30L用	60	90	+30	1.50
・	40L用	80	120	+40	1.50
・指定ごみ袋によることが適当でないもの		80	120	+40	1.50

環境部所管手数料の改定案（3）



単位：円、倍

項目	現行料金	新料金（改定額）	改定率
ごみ処理関係手数料			
・家庭ごみ（粗大） 軽量	3,00	450	+ 150
・ その他	6,50	970	+ 320
・ 特定家庭用機器	2,800	2,800	+ 0
・ごみ埋立処分手数料（10kgまでごと）	156	234	+ 78
・ごみ焼却処分手数料（10kgまでごと）	83	111	+ 28
廃棄物処理業者許可等関係手数料			
・一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	16,000	16,000	+ 0
・一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	13,000	13,000	+ 0
・一般廃棄物処分業許可申請手数料	16,000	22,300	+ 6,300
・一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	13,000	17,300	+ 4,300
・一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	16,000	16,000	+ 0

環境部所管手数料の改定案（4）



単位：円、倍

項目	現行料金	新料金（改定額）	改定率
廃棄物処理業者許可等関係手数料			
・一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	16,000	20,700	+ 4,700
・一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料			
ア 法8－4規定施設（注）	131,000	132,000	+ 1,000
イ その他の施設	111,000	111,000	+ 0
・一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料			
ア 法8－4規定施設（注）	121,000	122,000	+ 1,000
イ その他の施設	101,000	102,000	+ 1,000
・一般廃棄物処理施設定期検査手数料	31,000	32,700	+ 1,700
・一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料	28,000	31,400	+ 3,400
・一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料	18,000	21,100	+ 3,100

（注）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定される施設

環境部所管手数料の改定案（5）



単位：円、倍

項目	現行料金	新料金（改定額）	改定率
廃棄物処理業者許可等関係手数料			
・一般廃棄物処理施設譲受け等 許可申請手数料	68,000	70,400	+ 2,400
・一般廃棄物処理施設設置者合併等 認可申請手数料	68,000	70,400	+ 2,400
・産業廃棄物処理施設定期検査手数料	31,000	32,700	+ 1,700
・産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者 認定申請手数料	28,000	31,400	+ 3,400
・産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者 認定更新申請手数料	18,000	21,100	+ 3,100
・産業廃棄物処理施設譲受け等 許可申請手数料	68,000	70,400	+ 2,400
・産業廃棄物処理施設設置者合併等 認可申請手数料	68,000	70,400	+ 2,400

環境部所管手数料の改定案（6）



単位：円、倍

項目	現行料金	新料金（改定額）	改定率
浄化槽保守点検業者登録等関係手数料			
・浄化槽保守点検業登録申請手数料	30,000	32,300	+ 2,300
・浄化槽保守点検業更新登録申請手数料	30,000	32,300	+ 2,300
・浄化槽清掃業許可申請手数料	10,000	10,800	+ 800